

専門部会（書面開催を含む）におけるご意見・ご質問について

No.	ページ	意見の要旨	検討状況
1	4	「計画の基本的視点」について、「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」とあるが、「障害者計画2021」の「基本理念」や「基本目標」はなくなってしまったのか？	「障害者計画2021」の計画期間は令和3年度～令和8年度であるため、「基本理念」や「基本目標」は継続しております。本計画は「障害者計画2021」の下位計画の位置づけであり、これらの「基本理念」や「基本目標」と整合を図りながら「基本的視点」を設定しました。
2	17	東京都教育委員会の学校基本調査によると、中学校特別支援学級在籍生徒の30～40%が高校で特別支援教育を選択していない。北区の中学校特別支援学級卒業生の動向を把握する必要がある。特別支援教育を選ばない場合、困ったときにどこに相談をするのか、相談しやすい窓口はどこなのかなどの検討が必要ではないかと思う。	ご意見について、参考にさせていただきます。区立小・中学校における特別支援教育を所管する教育総合相談センターとも連携しながら、検討してまいります。
3	20	今後、地域生活支援拠点等の整備等を更に進めていく上で、「③体験の機会・場」が増えることで、「②緊急時の受け入れ・対応」がスムーズに行えると考えております。「③体験の機会・場」を、一泊する体験のみではなく、数時間滞在（1時間～6時間）の枠を設定していただき、事業所に補助がつくような仕組みがあれば、受け入れの幅は広がり、対応が難しいと言われる方でもアセスメントしやすいのではないかと考えます。 また、ショートステイなどの人材不足につきましても、外部（運営法人以外）の支援員が緊急時に対応できる人材バンクのようなものがあれば、受け入れも可能な枠が広がると考えております。	ご意見について、参考にさせていただきます。地域生活支援拠点等の整備を進めていく中で、各機能を充実していくことが必要であると認識しております。ご提案いただいた仕組みも含め、他自治体の取組みも参考にしながら、検討してまいります。
4	21	地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場」について、第5章で活動指標として設定できないか。	「体験の機会・場」については、本計画では活動指標としての設定は行わず、次期計画での検討課題とさせていただきます。 地域生活支援拠点等の確保等については、成果目標（24ページ）として設定しております。「面的整備型」による整備を目指すとともに、機能の充実についても検討してまいります。
5	32	各障害者手帳の人口推移や障害支援区分認定者数推移等を踏まえて、日中活動系サービスにおける各サービスの見込量が少ないと思われる。現状、生活介護事業所における受け入れ可能数が逼迫していることを例に挙げると、愛の手帳2度の保持者が多いと分析が出ており、かつ、現在B型を利用している30代以上の方の流入を想定すると、早急な受け入れ可能数や施設数の確保が必要になるのではないかと思う。	各サービスの見込量については、過去の実績や障害者・障害児人口の推移、令和元年度に実施した「北区障害者実態・意向調査」の結果、サービス提供事業者の参入動向等を踏まえて算出しております。需要の増大に対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めてまいります。

No.	ページ	意見の要旨	検討状況
6	35	「就労移行支援」の活動指標について、実利用者数、延利用量、就労者数だけでなく、例えば就労定着支援を利用するまでの6ヶ月間に退職者が出ていないのか等の数字は出てこないのでしょうか。	ご意見について、参考にさせていただきます。 「就労移行支援」、「就労定着支援」については、成果目標（24ページ）として、「利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合」や「就労定着率7割以上の事業所の割合」を設定しており、これらのデータは、各事業所へ個別に状況を確認しながら把握する予定です。ご意見いただいた退職者に関するデータについても、各事業所と連携しながら把握に努めてまいります。
7	38	「就労定着支援」の活動指標について、実利用者数だけでなく、定着支援期間の3年間のうちに退職した方がいるのかいないのか定着率がわかればと思います。	
8	53	「住宅入居等支援事業」とはどのようなものか。相談支援事業のなかでどのような位置づけになるのか。	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。 厚生労働省が定める「地域生活支援事業実施要綱」において、「市町村必須事業」のうち「相談支援事業」の一つとして規定されています。
9	62	「日中一時支援事業」において、「利用したくても半年先まで予約が埋まっており、利用を諦めている。」という声がある。サービスの見込量と現状に乖離が起きているのではないかと思う。	各サービスの見込量については、過去の実績や障害者・障害児人口の推移、令和元年度に実施した「北区障害者実態・意向調査」の結果、サービス提供事業者の参入動向等を踏まえて算出しています。需要の増大に対応できるよう、サービス提供体制の充実に努めてまいります。
10	67	「児童発達支援」の類型（福祉型、医療型）の一元化につきまして、厚生労働省の児童発達支援ガイドラインによりますと、「平成24年の児童福祉法改正において障害児通所支援については障害別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化しました。しかし、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」に分かれており、障害種別による類型を令和6年4月に施行される「改正児童福祉法」により、一元化するものです。」という内容となっています。経過を踏まえた文言を使って、正確にお伝えした方が良いかと思います。	19ページにも同様の記載があることから、ご指摘のページからは文言を削除しました。
11	-	「人材の確保」は大きな課題である。	本計画の上位計画である「障害者計画2021」において、「福祉人材の確保・定着」を計画事業として掲げています。福祉人材の確保については、広域又は東京都全域での対応が必要なため、今後も引き続き必要な要望等を行うとともに、東京都とも連携しながら事業者への支援について検討してまいります。